

前橋市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、前橋市立図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 前橋市立図書館本館及びこども図書館並びに分館（以下「図書館」という。）に排架する市民の教養、調査研究、レクリエーション等に資する資料を確保し、図書館サービスの充実を図る。

(雑誌スポンサー制度の内容)

第3条 雑誌スポンサー制度は、雑誌スポンサー（この要綱の規定に基づき雑誌を提供するものをいう。以下同じ。）が購入した雑誌を図書館に提供することにより、提供雑誌の最新号のカバー及び雑誌架に広告を掲出し、図書館利用者の閲覧に供する制度をいう。

2 前橋市立図書館長（以下「館長」という。）は、図書館ホームページ等により雑誌スポンサーの名称等を公表するものとする。ただし、雑誌スポンサーから申し出があった場合は匿名とする。

(雑誌スポンサー及び広告の対象)

第4条 雑誌スポンサーの対象は、企業、商店、その他の団体又は個人とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者に係るものを除く。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業その他これに準ずる営業を行うもの
- (2) 消費者金融業を行うもの
- (3) 法律に定めのない医療類似行為を行うもの
- (4) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがあるもの
- (5) 政治団体による政治活動・宗教団体による布教推進を目的とするもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、雑誌スポンサーとして適当でないと館長が認めるもの

2 広告の掲出は企業、商店、その他の団体を対象とし、掲出をすることができる広告の内容は、前橋市教育委員会広告掲載要綱（平成27年2月10日伺定め。）第4条を準用する。

(申込方法等)

第5条 雑誌スポンサー制度に申込みをする者（以下「申込者」という。）は、館長に申し込むものとする。

2 申込みは先着順とする。

3 申込書の記載内容に瑕疵又は虚偽が判明した場合は、館長は当該申込者について雑誌スポンサーの申込みを取り消すことができる。

(雑誌スポンサーの審査及び決定)

第6条 館長は、前条の規定による申込みがあったときは、掲載の可否を審査するため前橋市教育委員会広告掲載要綱第11条に規定する「広告審査委員会（以下「審査委員会」という。）に諮り決定するものとする。

2 館長は、前項の審査結果を受けたときは、速やかにその結果を申込者に通知するものとする。

(覚書)

第7条 市長は、承認決定した雑誌スポンサーと覚書を取り交わすものとし、その契約期間は、原則として4月1日から翌年3月31日までの一年度間とする。

(提供雑誌の購入代金の支払い)

第8条 提供雑誌は、原則として、館長が指定する雑誌納入業者から購入するものとし、購入代金は、雑誌スポンサーが雑誌納入業者に直接支払うものとする。

(広告内容の変更)

第9条 雑誌スポンサーは、雑誌の提供期間内に広告の内容を変更することが出来る。

2 館長は、前項の規定による変更届があったときは、当該広告案について審査委員会に諮らなければならない。

(雑誌提供の終了)

第10条 館長は、雑誌スポンサーから雑誌の提供終了の意思表示があった場合、当該雑誌の雑誌スポンサーを取り消さなければならない。

2 雑誌スポンサーが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、雑誌スポンサーを取り消すことが出来る。

(1) 支払期限までに購入代金の支払いがないとき

(2) 第4条各号のいずれかに該当したとき

(3) 雑誌スポンサーが倒産等により消滅したとき

(4) 前3号に掲げるもののほか、雑誌スポンサーとして適当でないと館長が判断したとき

3 館長は、雑誌スポンサーの取消し決定をした場合、既に支払われた提供雑誌の購入代金は返還しないものとする。

(責務)

第11条 掲出する広告の内容についての責任は、雑誌スポンサーが負うものとし、苦情その他の問題が発生したときは、誠意をもって速やかに解決に努めるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、様式等必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。